

平成 31 年 第 2 回水戸市廃棄物減量等推進審議会

日時 平成 31 年 4 月 26 日 (金)
午前 9 時 45 分から
場所 市役所 4 階 中会議室 4

次 第

1 開 会

2 諮 問

3 議 題

粗大ごみの戸別収集に係るごみ処理手数料について

4 その他

5 閉 会

水戸市廃棄物減量等推進審議会名簿

(順不同・敬称略)

区分	選出区分	所属団体等	氏名	備考	
委員	行政機関	茨城県県民生活環境部廃棄物対策課	まつうら ひろお 松浦 浩生		
	学識経験者	茨城大学	さがわ やすひろ 佐川 泰弘	会長	
		水戸商工会議所	はぎのや ひとし 萩野谷 均	副会長	
		水戸市議会	ふくしま たつぞう 福島 辰三		
		水戸市議会	すだ ひろかつ 須田 浩和		
	処理業者	水戸市環境整備事業協同組合	いちのさわ ひでお 市野沢 秀夫		
		水戸市再資源化事業協同組合	かわさき こういち 川崎 晃一		
	事業者	(株)カスミ	きくち ひろゆき 菊地 弘幸		
		いばらきコープ生活協同組合	しのざき つとむ 篠崎 勉		
	市民		NPO消費者市民ネット21	まつもと ゆみこ 松本 由美子	
			水戸市住みよいまちづくり推進協議会	おおぜき しげる 大関 茂	
			水戸市高齢者クラブ連合会	えばた ひろし 江幡 弘	
			水戸市地域女性団体連絡会	とびた ひさえ 飛田 寿枝	
			公募	かわまた いさむ 川又 勇	
			公募	たけはし あけみ 竹橋 暁美	

区分	所属・役職	氏名	備考
事務局	生活環境部長	川上 幸一	
	生活環境部副部長	佐藤 則行	
	生活環境部参事兼清掃事務所長	齋藤 利光	
	生活環境部参事兼ごみ対策課長	篠原 勤	
	ごみ対策課副参事兼課長補佐	会沢 知洋	
	ごみ対策課計画係長	市毛 智	
	ごみ対策課ごみ減量係長	安部 治憲	
	ごみ対策課計画係主事	山本 就磨	

ご 対 諮 問 第 1 号
平成 31 年 4 月 26 日

水戸市廃棄物減量等推進審議会 様

水戸市長 高 橋 靖

粗大ごみの戸別収集に係るごみ処理手数料について（諮問）

本市では、2020年4月からの新清掃工場供用開始にあわせて、市全域におけるごみ処理の制度統一を図ることとしております。

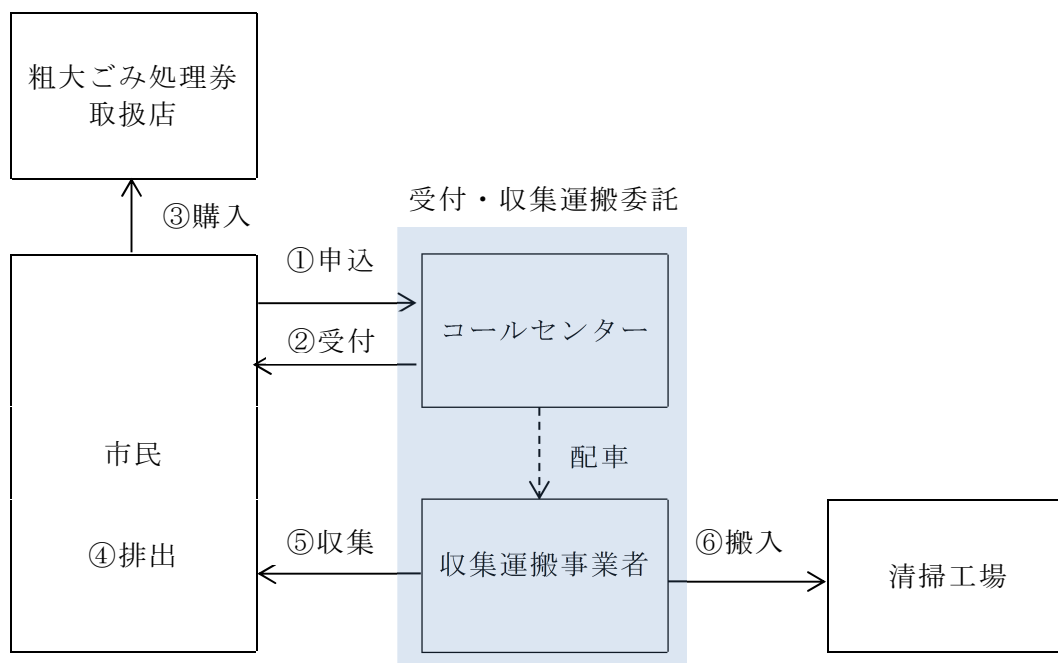
これまで、水戸、常澄、内原の3地区で異なっていた分別区分の市全域での統一化を図るとともに、現在、内原地区のみ実施している粗大ごみの戸別収集を、市全域で実施してまいります。

つきましては、戸別収集に係るごみ処理手数料について、貴審議会の御意見を賜りたく、水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成12年水戸市条例第6号）第6条の規定に基づき諮問いたします。

粗大ごみの戸別収集について

粗大ごみの戸別収集について

1 2020年4月からの粗大ごみの戸別収集の流れ



- ① 市民：コールセンターに電話し、名前、住所、電話番号、大きさ、品目、個数、排出場所等を伝え申込みをする。
- ② 事業者：コールセンターは、粗大ごみ処理券(処理券)の種類、指定する収集日(指定日)と受付番号を市民に伝える。
- ③ 市民：粗大ごみ処理券取扱店において処理券を購入する。
- ④ 市民：受付番号及び名前を処理券に記入し、粗大ごみに貼付ける。指定日の午前8時までに、敷地内の道路に面した場所(集合住宅の場合、1階の共有玄関前の敷地など)に粗大ごみを出す。
- ⑤ 事業者：収集運搬事業者は、指定日に収集を行う。

【参考】内原地区（現在）

- ・ 市民：内原出張所(窓口)において、申請書*により申込みをする。
(※ 申請書には、名前、住所、電話番号、大きさ、品目を記載する。)
処理券を窓口で購入する。
(電話による申込みを行っていない。)
- ・ 市役所：申請内容を確認後、収集運搬事業者(委託)に内容を連絡する。
- ・ 市民：処理券に名前を記入し、粗大ごみに貼付ける。
指定日の午前8時までに、玄関前(集合住宅の場合、1階の共用部等)に粗大ごみを出す。
- ・ 事業者：収集運搬事業者は、指定日に収集を行う。

2 収集対象品目

粗大ごみは、集積所収集できないもので、市の清掃工場で処理が可能なもの
大きさについては、集積所収集できる大きさ※を超えるものであり、3辺の合計が
5メートル以内、かつ、最長の辺が3メートル以内のもの
重さについては、50キログラムを上限

(※3辺が1メートル×50センチメートル×50センチメートル以内のもの)

【内容】

大きさは、車両(平ボディ車)に積載が可能であり、運搬に支障のないもので、また、
職員2人で無理なく運べる重さである50キログラムを上限として設定

【具体的な例】

家具(スチール家具を含む)	畳	ベッド(介護用不可)
カーテン	ソファ	物干し竿

【収集できないものの具体的な例】(清掃工場で処理できないもの)

家電4品目※ ¹ (エアコン、テレビ等)	パソコン※ ²	ガスボンベ
ピアノ・オルガン	ブラインド	事業所用スチール机
浴槽	建築廃材	物干し台
タイヤ	電動ソファ	バイク
農機具・農業用ビニール	酸素ボンベ	

※1: 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)対象

※2: 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)対象

3 申込み頻度と個数の限度

一世帯当たり1ヶ月に1回、5個を限度

【内容】

粗大ごみの戸別収集を導入する自治体では、繁忙期(12月、3～5月)には、受付から
収集までに日数を要してしまうといった課題があること、また、排出量には世帯間の
格差があり、一部の市民が過度に利用するサービスではなく、利用したい市民に対し、
早く対応できる(近日中の収集を可能とする)体制を実現するため、申込みに限度を
設けることを考えています。

なお、引越しなどの一時大量の粗大ごみについては、民間事業者を案内していく対
応を考えています。

4 受付と収集

電話受付時間は、午前8時30分から午後5時までとし、休日は、日曜日及び土曜日並びに年末年始（清掃工場持込受付日を除く。）とします。収集は、受付から概ね10日以内の指定日に行います。

5 粗大ごみ処理券の販売方法

指定ごみ収集袋の販売方法と同様とする。

【内容】

粗大ごみ処理券（処理券）の購入場所は、市民が近隣で購入することができるよう、ごみ収集袋と同様に、ごみ収集袋等取扱店※で販売することを考えています。

また、処理券の額面が高額なため、取扱店における取扱いでは、商品の陳列棚ではなく、サービスカウンター等での厳重な管理をお願いするものとします。

※ごみ収集袋等取扱店とは、水戸市指定ごみ袋を販売している小売店等であり、販売するにあたって、水戸市と委託契約をしています。

6 粗大ごみの排出場所

原則として、敷地内の道路に面した場所

【内容】

粗大ごみの排出場所については、排出者の利便性や責任の明確化、持ち去り対策、道路法に規定される道路占用などを考慮した結果、原則として、敷地内の道路に面した場所とします。なお、マンションなど集合住宅の場合は、各自治会（管理組合）等のルールに従って、ごみ保管場所、1階の共有玄関前の敷地等の収集しやすい場所とします。

なお、搬出作業（家の中からの運び出し、高層階から排出場所まで運び出し）を伴う戸別収集の依頼があった場合は、搬出から清掃工場への搬入まで対応できる民間事業者を、申込み時に別途案内することとします。

粗大ごみの戸別収集に係るごみ処理手数料について（案）

粗大ごみの戸別収集に係る受益者負担割合について、他市に調査を行い、それらの結果を基に手数料の試算を行いました。

1 負担割合

粗大ごみ戸別収集の受益者負担割合（負担割合）について自治体(中核市)に調査を行い、回答内容を次のように分類しました。（※未回答を除く。）

【調査結果】

負担割合	自治体数	自治体名(割合:%)
50%～100%	3	宇都宮市(50～100), 柏市(100), 秋田市(50～100)
40%～50%以下	6	函館市(50), 船橋市(50), 岐阜市(50), 大津市(50), 八尾市(50), 佐世保市(40)
30%～40%未満	3	豊田市(約 33), 豊中市(30), 那覇市(約 30)
その他	1	長崎市(33 又は 67)

2 ごみ処理手数料の試算

粗大ごみ戸別収集に係る試算条件を設定し、負担割合別のごみ処理手数料を試算しました。

(1) 試算条件

ア 申込件数

1年間の申込件数について、収集車1台当たり1日平均10件の処理能力で2台の稼働、年間収集日数が255日*から、下記のとおりとしました。

※ 収集を行わない日(日曜日及び土曜日並びに年末年始(清掃工場持込受付日を除く。))

$$1年間の申込件数 \quad 10 \text{ 件/日} \times 2 \text{ 台} \times 255 \text{ 日} = 5,100 \text{ 件} \cdots \textcircled{1}$$

イ 1件当たりの粗大ごみの個数

内原地区の実績から、1件当たり3個に設定しました。

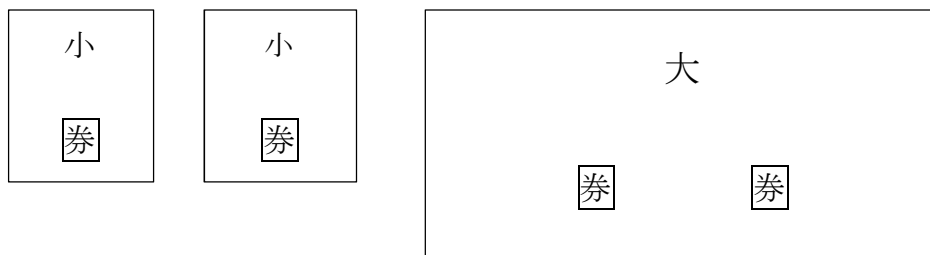
内訳としては、内原地区の粗大ごみ1件当たりの実績（次頁の表参照）から、粗大ごみ小(3辺の合計が3メートル未満のもの)を2個、粗大ごみ大(3辺の合計が3メートル以上のもの)を1個と設定しています。

ウ 粗大ごみ処理券

粗大ごみ処理券(処理券)は、市民や取扱店の利便性を図るため、1種類とし、粗大ごみの大きさによって、1枚又は2枚の処理券を貼っていただく方法を考えております。

- ・ 粗大ごみ小(3辺の合計が3メートル未満のもの)：処理券1枚
- ・ 粗大ごみ大(3辺の合計が3メートル以上のもの)：処理券2枚

(例) 粗大ごみを3個(小2個, 大1個)排出する場合, 処理券は合計4枚となります。



【参考】内原地区の状況

粗大ごみ戸別収集に係るごみ処理手数料 (1個当たり)

- ・ 粗大ごみ小(3辺の合計が3メートル未満のもの) : 500円券×1枚
- ・ 粗大ごみ大(3辺の合計が3メートル以上のもの) : 1,000円券×1枚

年度	収集件数	収集物の内訳(枚数)	
		粗大ごみ小	粗大ごみ大
28	105	176 (1.7)	44 (0.4)
29	77	110 (1.4)	38 (0.5)
30	78	97 (1.2)	39 (0.5)

エ 経費 (収集運搬等の経費 (※消費税10%で試算))

粗大ごみ戸別収集に係る電話受付及び収集運搬業務の委託費並びに粗大ごみ処理券に係る経費を計上しました。

【委託費】

(ア) 受付業務(全地区)及び収集運搬業務(水戸地区及び常澄地区)
: 31,789千円 (見積より)

(イ) 収集運搬業務(内原地区) : 949千円 (実績より)

(委託費計) = 32,738千円

【粗大ごみ処理券(処理券)関係経費】

(ウ) 処理券作成費 (見積より)

$$20,400 \text{ 枚}^* \times 28.6 \text{ 円(/枚)} = 583,440 \text{ 円} \approx 583 \text{ 千円}$$

(エ) 委託手数料 (取扱店)

$$20,400 \text{ 枚}^* \times 31.5 \text{ 円(/枚)} = 642,600 \text{ 円} \approx 643 \text{ 千円}$$

(※ 20,400枚 : 5,100件(1年間の申込件数) × 4枚(1件当たりの枚数))

$$\text{経費総額 (ア) + (イ) + (ウ) + (エ) = } \underline{33,964 \text{ 千円}} \dots \text{②}$$

(2) 試算

試算条件を踏まえ、1件当たりの経費を算出し、負担割合に応じて、ごみ処理手数料を試算しました。

$$(1\text{件当たりの経費}) = 33,964 \text{ 千円 (経費総額)} \textcircled{2} \div 5,100 \text{ 件} \textcircled{1} = \underline{6,660 \text{ 円}} (\textcircled{*})$$

(A案) 負担割合(100%)の場合

ごみ処理手数料(処理券単価)

$$= 6,660 \text{ 円} (\textcircled{*}) \times 100 (\%) \div 4 \text{ (枚)} = 1,665 \text{ 円} \rightleftharpoons 1,700 \text{ 円}$$

(B案) 負担割合(50%)の場合

ごみ処理手数料(処理券単価)

$$= 6,660 \text{ 円} (\textcircled{*}) \times 50 (\%) \div 4 \text{ (枚)} = 832.5 \text{ 円} \rightleftharpoons 800 \text{ 円}$$

(C案) 負担割合(30%)の場合

ごみ処理手数料(処理券単価)

$$= 6,660 \text{ 円} (\textcircled{*}) \times 30 (\%) \div 4 \text{ (枚)} = 499.5 \text{ 円} \rightleftharpoons 500 \text{ 円}$$

3 ごみ処理手数料設定に係る考慮事項

(1) 市民負担の抑制

粗大ごみ戸別収集は、市民の利便性の向上を図るため実施するものであり、経費負担については、できるだけ抑制を図る必要があると考えています。

(2) 円滑な制度移行

市全域におけるごみ処理制度の統一に伴い、粗大ごみの戸別収集を開始することから、内原地区において浸透しているごみ処理手数料を大幅に変更しないなど、円滑な制度移行を図る必要があると考えています。

4 まとめ

上記の考慮事項等を踏まえ、ごみ処理手数料(処理券単価)については、C案の500円を採用し、当分の間、粗大ごみ小は処理券1枚、粗大ごみ大は処理券2枚で対応したいと考えています。

なお、水戸地区及び常澄地区においては、粗大ごみの戸別収集を新たに行うことから、その状況を見極めるとともに、今後の社会・経済情勢等を踏まえながら、適宜検証することとします。